

の対象となる診療報酬債権の額が市場で投資家を募るには小さいことによる。SPV は投資家を募り、譲渡を受けた診療報酬債権の 8 割を限度として CP を発行し、投資家は代金を SPV に支払う（【図表 3】の②③）。8 割を限度とするのは、法律を根拠とするものではなく、社会保険診療報酬支払基金等に診療報酬の請求をした後、支払審査によって請求額の減額があった場合に備えるためであると考えられる。また、発行される CP は格付け機関から格付けを取得し、CP に対する支払保証による信用補完も併用される。

次に、SPV が医療機関に診療報酬の譲渡の対価として 8 割相当額を支払う（【図表 3】の④）。SPV は社保・国保からの診療報酬の支払いを受け、その資金によって発行した CP を償還するとともに、2 割相当の残金を医療機関に支払う（【図表 3】の⑤⑥⑦）。診療報酬債権は、請求後、約 2 カ月で支払われるため、CP のサイト（振出日から満期までの期間）は最長 60 日である。医療機関は、毎月、SPV に債権譲渡を繰り返すこととなる。